

離婚 養育費の終期（2024年2月19日掲載）

未成熟子を脱するのは20歳

【質問】

現在、夫と離婚調停中です。高校1年生の子供については、私が親権者となることで合意しています。養育費について、私は子供が大学進学を希望していることから、大学卒業まで支払ってほしいと思っているのですが、夫は「民法が改正されて18歳で大人になるのだから、18歳になるまでしか支払わない」といいます。大学卒業まで養育費を支払ってもらうことは難しいのでしょうか。

【回答】

養育費とは、子供を監護・教育するために必要な費用で、未成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまでに要する費用を意味します。

養育費をいつまで支払うかという点については「子が未成熟子を脱する時期まで」とされています。未成熟子を脱しているか否かはさまざまな事情から事案ごとに判断されますが、未成熟子を脱しているか否かが特定できない場合、未成熟子を脱するのは20歳となる時点と一般的に考えられています。

そして、お子さんが18歳になった時点で高校生である場合、高校生が自立できるだけの収入を得ることは困難であることから、お子さんはまだ未成熟子を脱していないといえます。したがって、養育費の支払い終期を「18歳になるまで」とすることは不相当でしょう。

他方、大学卒業まで養育費を支払ってもらえるか否かは、両親の学歴・職業・資力、子供の希望などの諸事情から決定されます。両親ともに大学を卒業しており、現在の職業や資力からみて子供を大学に進学させる経済力がある場合には、養育費の支払い終期を大学卒業までとすることが認められることもあるでしょう。

（弁護士 清水太郎）